

国際雪合戦連合 公認審判規程

種類	3級審判員	2級審判員	1級審判員
1. 任務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全大会の審判員</li> <li>〔ただし、1級・2級審判員不在の場合は、競技責任者となることできる〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地区大会の審判長</li> <li>● 全大会のコート主任・審判員</li> <li>● 3級審判員講習の講師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全大会の審判長・コート主任・審判員</li> <li>● 2級・3級審判員講習の講師</li> <li>● 国際連合競技委員会の委員</li> </ul>
2. 認定機関(審判員証発行)	● 加盟団体	● 国際連合	● 国際連合
3. 受講・受験資格	● 16歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3級取得後、2年以上経過していること</li> <li>● 2級講習会を2回以上受講していること</li> <li>● 大会での審判経験があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2級取得後、5年以上経過していること</li> <li>● 2級・3級講習会の講師を2回以上経験していること</li> <li>● 審判長またはコート主任を経験していること</li> <li>● 加盟団体から審判技術優良と推薦があること</li> </ul>
4. 講習・試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加盟団体が実施</li> <li>● 学科講習(1時間)、実技講習(1時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加盟団体が実施</li> <li>● 学科講習(2時間)・試験、実技講習(2時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際連合が実施</li> <li>● 学科・小論文試験、実技試験</li> </ul>
5. 講師・審査員	● 1・2級審判員	● 1級審判員または指導員(下記参照)	● 1級審判員認定審査員(下記参照)
6. 受講料	● 加盟団体ごとに設定	● 加盟団体ごとに設定	● 5,000円
7. 有効期間	● 取得した日の翌々年度末まで(2年間)	● 取得した日の翌々年度末まで(2年間)	● 取得した日の翌々年度末まで(2年間)
8. 登録管理	● 加盟団体	● 加盟団体	● 国際連合
8.1 登録料	加盟団体ごとに設定	2,000円(加盟団体)	3,000円(国際連合)
8.2 審判員証発行料	加盟団体ごとに設定	1,000円(国際連合)	1,000円(国際連合)
9. 追加取得できる資格		(1)指導員	(2)1級審判員認定審査員
9.1 資格要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1級審判員受験資格を有し、加盟団体が指導員の資質を有すると認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際連合競技委員会委員の中から推薦され、国際連合会長が指名する者</li> </ul>
9.2 認定機関(資格管理)		● 国際連合	● 国際連合
9.3 登録料		● 1,000円(国際連合)を付加する	● 免除
9.4 講習・試験		● 免除	● 免除
9.5 有効期間		● 対象者の審判員資格有効期間と同一	● 対象者の審判員資格有効期間と同一
10. 移行措置(日本連盟)	● 日本連盟C級審判員は自動的に移行できる	● 日本連盟B級審判員は自動的に移行できる	● 日本連盟A級審判員は自動的に移行できる
11. 移行措置(北海道連盟)	● 北海道連盟所属で、2012年度末までの日本連盟C級審判員資格を有していた者、及び北海道連盟・C級に準じた講習会受講済証の受領者は自動的に移行できる	● 北海道連盟所属で、2012年度末までの日本連盟B級審判員資格を有していた者、及び北海道連盟・B級に準じた講習会受講済証の受領者は自動的に移行できる	● 北海道連盟所属で、日本連盟A級審判員資格を有していた者は自動的に移行できる